

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件

原告 ○○○○ほか123名

被告 西東京市

準備書面(9)

平成18年10月2日

東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中

被告指定代理人

鈴木 秀 雄

川 島 喜 弘

宮 崎 雅 子

岩 見 靖 一

石 坂 浩 二

大 田 隆 昭

大 川 強 代

管 野 照 光 代

岡 村 保 彦 代

早 川 礼 成 代

被告は、本準備書面において、原告らの平成18年7月25日付け準備書面(11) (以下「原告準備書面(11)」という。)の主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 原告らの主張する改正住基法の改正・廃止要求義務の不存在

1 原告らの主張の要旨

原告らは、被告が改正住基法の改正・廃止要求義務（なお、廃止努力義務との記載もあるが、同一のものと解する。以下、単に「改廃要求義務」という。）を怠っている旨主張する。

かかる義務が発生する根拠は必ずしも判然としないが、原告らの主張によれば、住民基本台帳事務が、地域の特性に応じて処理し得る自治事務であるところ、住基ネットの運用により地域住民のプライバシーが侵害される危険性が高いこと、住基ネットの運用は費用対効果のバランスがとれず、地方財政に重い負担を与えており、地方自治の本旨を侵していることなどから、地方自治体である被告には上記の義務が生じると主張するものようである（原告準備書面(11)第1・2ページ以下）。

2 被告の反論

(1) 自治事務について

しかしながら、地方自治法2条16項に「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」とされており、自治事務を処理する場合においても法令に違反して事務を行うことは、当然許されないものである。

そして、住基法は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」との地方自治法10条1項、及び「市町村は、別に法律に定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。」との同法

13条の2に基づき制定された法律であり、地方自治法の特別法に位置付けられるべきものである。

したがって、市町村長が住民基本台帳事務を処理する際には、住基法の規定の文理や目的・趣旨に則した取扱いをするのが当然であって、これに反する恣意的な取扱いの根拠として、地方自治法の規定等を用いることは法の解釈として論理性を欠くものであり、許されないというべきである。

(2) 住基ネットの運用がプライバシーを侵害する危険性について

かかる危険性がないことについては、被告準備書面(3)第3(4ないし10ページ)、同準備書面(4)第2(5ないし24ページ)及び同準備書面(5)第2の1(4, 5ページ)で詳論したとおりである。

(3) 費用対効果について

この点についても、被告準備書面(3)第3の6(10ページ)及び同準備書面(5)第2の4(7, 8ページ)で述べたとおりである。

なお、原告らは、「被告がこれまで発行してきた住基カードの枚数はわずか1597枚にすぎず、しかも毎年発行枚数は減少傾向にある」と主張する(原告準備書面(11)6ページ)が、平成17年度末までの統計によれば、平成15年度は730枚、平成16年度は546枚、平成17年度は689枚、平成18年度は7月31日時点で361枚であり、その発行数は、わずかずつ伸びている(乙第26号証)。

(4) 小括

以上のとおり、原告らの主張する改廃要求義務は何ら根拠のないものであって、失当である。

第2 国家賠償法1条1項の違法の不存在

- 1 西東京市長の行為が国家賠償法1条1項の適用上何ら違法と評価されないものであることは、これまでに提出した被告の準備書面において詳述したとおり

である。この点に関する原告らの主張は、独自のものといわざるを得ず、失当であるし、その引用する最高裁判例の理解も到底正当なものということはない。

- 2 なお、原告らは、「(2)被告市長による配慮義務違反」との標題の下に、条例・セキュリティポリシー、セキュリティ対策基準等の策定を行っただけでは足りず、具体的に実践しなければ、住基法36条の2にいう「必要な措置」を講じたことにならないとして、あたかも被告において、これらが具体的に実践されていないかのような主張をする（原告準備書面(11)14ページ）。

しかし、被告においては、情報セキュリティ対策統括責任者が中心となり、情報セキュリティ対策会議において、情報セキュリティポリシーの内容を定め、全職員への周知、研修を行って運用している（乙第27号証）。

また、定期的に内部監査を行い、情報セキュリティポリシーが最新のものかどうか、その情報セキュリティポリシーが遵守されているかなどを点検している。この定期監査は、情報セキュリティ対策会議に報告され、是正が必要な項目があった場合には、情報セキュリティ対策会議から当該課に対する是正措置を求め、是正の結果を報告させることとしている（乙第27号証）。

したがって、原告らの上記主張は失当である。

第3 結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも失当であり、本訴各請求は、理由がないことが明らかであるから、いずれも速やかに棄却されるべきである。